

学 則

①事業者の名称・所在地	社会医療法人福島厚生会 福島県福島市北沢又字成出16-2
②研修事業の名称	介護職員初任者研修講座
③研修の種類	介護保険法施行令に基づく介護員養成研修
④研修課程及び学習形式	介護職員初任者研修課程 ・通学形式
⑤開講の目的	1. 実学を重んじた教育訓練を施し、優秀な人材を育成することを目的とする。 2. 高齢者、障がい者（児）の方々のニーズに対応し、適切な知識・態度・技能を養い、地域福祉の推進に寄与する実践的な人材の育成を目標とする。
⑥研修期間	2017年12月4日 ～ 2018年3月31日
⑦講義・演習室（住所）	福島第一病院 会議室（福島市北沢又字成出16-2）
⑧実習施設	実施有り（実習施設一覧表（別添様式7号）参照）
⑨研修日程表及び講師の氏名	研修日程表（別添 様式第4号）、講師履歴書（別添 様式第6号）参照
⑩使用テキスト	財団法人介護労働安定センター 介護職員初任者研修テキスト
⑪シラバス	シラバス（別添）を参照。
⑫対象者・受講資格 募集人数	介護業務に従事することを希望・予定している者。 20名
⑬広告の方法	主に自院ホームページ、および、ハローワークでのリーフレット設置にて行う。
⑭情報開示の方法	下記ホームページにおいて情報開示する。 ホームページアドレス http://www.daiichihosp.jp
⑮受講手続き及び本人確認方法	受講希望者には「申込書」「日程表」を送付する。受講申し込みにあたっては本人確認を下記いずれかにより、原本の提示を持って確認を行うものとする。 ①戸籍謄本、戸籍抄本または住民票（発行から6ヶ月以内）、②住民基本台帳カード、③在留カード、④健康保険証、⑤運転免許証、⑥パスポート、⑦年金手帳、⑧国家資格を有する者については、その免許証または登録証

<p>⑯受講料及び受講料支払方法</p>	<p>10,000円（資料代・副教材代含む、消費税含む） 受講開始日に販売し、支払は現金のみとする。受講料は無料とする。 研修の運営上において特別な費用が発生する場合は、事前に受講生に告知し、別途徴収することがある。</p>
<p>⑰解約条件及び返金の有無</p>	<p>申し込み後、やむを得ず、受講生の都合で退校する場合は、事務局に退校したい旨、申し出て頂いた上で退校手続きを行う。受講料は無料の為、返金は発生しない。また資料代・副教材代金については全過程修了者に対し返金を行う。途中退学者には返金は行わない。また、応募者が定員の半数に満たない場合は、開講を中止する場合がある。</p>
<p>⑱受講者の個人情報の取扱</p>	<p>個人情報保護規程策定有り。当法人がお預かりした個人情報については、個人情報保護方針を定め、これを実施し、かつ維持する。 個人情報の取り扱い詳細については、下記ホームページにおいて記載する事とする。http://www.daiichihosp.jp 個人情報の取り扱いに関するご相談・苦情について、当法人の個人情報の取り扱いに関するご相談や、苦情等のお問い合わせについては、下記専用の窓口にて受け付ける。 ※社会医療法人福島厚生会 福島第一病院 苦情・相談窓口 電話024-557-5111 E-mail info@daiichihosp.jp （受付時間平日9時～17時、土曜9時～12時日祝を除く） なお、修了者は福島県の管理する修了者名簿に記載される。</p>
<p>⑲研修修了の認定方法</p>	<p>認定方法：修了を認定した者には修了証明書を交付する。 研修の修了年限：8か月以内 但し、病気等やむを得ない理由がある場合は、1年4ヶ月以内とする。 修了評価方法：（別添）を参照。 修了評価筆記試験不合格時の取り扱い：不合格者に関しては、再試験を実施する。（担当講師による補習費用：5000円（税込）、再評価費用は無料）但し、補習費用が有料の為、本人の希望により、補習を受けなくても再試験する事が出来るものとする。（補習なしの再試験受験は、1回のみとする。補習なしで再受験し、不合格となった場合は、次の再評価は、補習を受けなくては受験出来ない。）また、再評価は、最大3回のみとし、最終試験の結果、不合格となった者は、未修了扱いとなるため注意すること。</p>
<p>⑳欠席、遅刻及び早退の取扱い</p>	<p>開講開始時間に出席していない場合には欠席扱いとする。遅刻及び早退については原則欠席扱いとし、補講を受け対応する。</p>

①補講の方法及び取扱	補講の方法：補講については、同一内容の講義・演習を別の日に新たに設定し、個別の対応で実施する。 別日程補講実施費用：1項目につき¥5,000円（税込）
②受講中の事故等についての対応	講義、演習ともに安全を確保するように努めるが、万が一の事故や病気については、緊急を要する場合は、速やかに法人関連施設（福島第一病院）で受診する。受講の際には出来るだけ健康保険証を持参するよう、指導を行う
③課程編成責任者名、所属名及び役職	氏名：菅野 正行 所属名：福島第一病院 庶務課 役職：庶務課長
④法人・事業所の苦情等相談担当者名、所属名、役職及び連絡先	氏名：星野俊吾 所属名：福島第一病院 法人事務局総務部 役職：総務部長 連絡先：024-557-5111
⑤修了証書を亡失・き損した場合の取扱い	・証明書交付に係る費用：500円
⑥その他必要な事項	受講の取り消しについて 次の各項に該当する者は、受講を取り消すものとする。 ①学習意欲に著しく欠け、修了の見込みがないと認められた者 ②研修の秩序を乱し、その他訓練生としての本分に反した者 ③受講生自身から受講継続の意思の無いことを申し出た者 ④法人が不相当とみなした者 ⑤出席率が80%を切った者